

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成18年3月9日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 東総衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第41号 指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）
- 議案第42号 指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）
- 議案第43号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）
- 議案第44号 指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）
- 議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

《付託陳情》

- 陳情第 2 号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情書
- 陳情第 3 号 医療制度の改善を求める陳情書
- 陳情第 4 号 国民健康保険制度の改善を求める陳情書
- 陳情第 5 号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 陳情第 6 号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情書

出席委員（7名）

委員長 林 一 雄

副委員長 柴 田 徹 也

委員 林 正一郎
委員 景山 岩三郎
委員 伊藤 保

委員 木内 欽市
委員 向後 悦世

欠席委員（なし）

委員外出席者（４名）

議長 鈴木 正道
議員 日下 昭治

議員 神子 功
議員 平野 忠作

説明のため出席した者（４１名）

教 育 長 米 本 弥栄子
保険年金課長 増 田 富 雄
社会福祉課長 林 久 男
庶 務 課 長 在 田 豊
生涯学習課長 神 原 房 雄
その他担当
職 員 ３２名

環 境 課 長 堀 川 茂 博
健康管理課長 浪 川 敏 夫
高齢者福祉
課 長 横 山 秀 喜
学校教育課長 多 田 清 司

事務局職員出席者

事 務 局 長 来 栖 昭 一
主 査 穴 澤 昭 和
主 任 主 事 飯 笹 浩 一

事務局次長 堀 江 通 洋
主 任 主 事 石 毛 勝 子

開会 午前10時 4分

○委員長（林 一雄） 改選後、初めての文教福祉常任委員会でありますので、ごあいさつを申し上げます。

私は、今回、委員長をお引き受けいたしました林一雄です。よろしくお願いいたします。

合併して学校数も小学校15校、中学校5校合わせて20校と、また、保育施設も15施設となり、それに保健福祉センター関係と体育関係の施設、また社会施設、環境と、大変広範囲にわたっている委員会であります。それだけにやりがいのある分野だと思っております。米本教育長、担当課長、職員と委員の皆様のご協力をいただきまして、精いっぱい務めますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、あいさつとさせていただきます。

ここで、柴田副委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○副委員長（柴田徹也） それでは、皆さんおはようございます。

きょうはご苦労さまでございます。

副委員長を仰せつかりました柴田でございます。委員長を補佐しまして、この委員会が円滑に行われるように精いっぱい務めてまいります。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

この後、議会だより取材のため職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

神子功議員、日下昭治議員、平野忠作議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

鈴木さん、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。

早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は、文教福祉常任委員会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。

また、執行部の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

今、委員長からごあいさつございましたとおり、新旭市がスタートいたしまして、本格的なスタートの初めての3月定例議会ということで、予算議会でもございます。ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。特に、3月2日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案は14件、そしてまた、陳情が5件という多岐にわたってのご審議をいただくわけでございますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

執行部の皆さん方には、懇切丁寧なる説明をいただければありがたいのと、このように思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

続いて、執行部を代表し米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催にあたりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

文教福祉常任委員会の林一雄委員長をはじめとする委員の皆様方には、日ごろ、ご指導・ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、ただいま鈴木議長からもございましたように、議会より付託されました14議案と、陳情文書第2号より6号までの5件を審議していただくことになっております。よろしくご審議のほど、お願ひ申し上げます。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月2日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、

議案第26号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第41号 指定管理者の指定について（あさひ健康福祉センター）、議案第42号 指定管理者の指定について（海上ふれあいサポートセンター）、議案第43号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）、議案第44号 指定管理者の指定について（旭市福祉作業所）の13議案と、去る3月7日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1議案、合わせて14議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、各担当課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 一般会計につきましては、去る2月28日に開催されました本会議時におきまして、財政課長よりの補足説明以外には特にございませぬ。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） ないようでございます。担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） それでは、ちょっと教えていただきたいと思います。

例えば、民生費の104ページですか、3番の住宅改修費助成事業、これは旧旭市だけが行っていた事業だと思いますが、これが、合併ということで各町にこの事業がなされるようでございますが、同じような事業として5番の老人性白内障補助眼鏡等購入助成事業、これも同じようなことだと思います。あと、やはりサービスがよくなった点では、家族介護用品給付事業、これはおむつですか、おむつがたしか1枚が2枚になったと伺っていますが、これによって予算はどのぐらい今までより増えることになるのか、分かりましたらお教えください。

以上です。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 住宅改修費の助成事業、これにつきましては、高齢者の方々

のお住まいになる家で快適に過ごしていただくということを目的に、手すりですとか段差解消、これらをした場合に、対象経費の2分の1の範囲内で限度額18万円で助成するという事業でした。これは、合併前は旧旭市のみの行っていた事業で、合併後全域で行うということから、今年度の予算を198万円というふうに組んだものでございます。

どのくらい増えたかということでございますけれども、前年度の予算が、合併が途中で行われているということで変則的なものですので、一概に比較するのがちょっと今手元に無いんですけれども、旭市ではおおむね7件程度の予算を見込んでいまして、合併後は11件という形で予算編成をしております。

それから、5番目の老人性白内障の補助眼鏡等の購入助成事業、これにつきましても旧旭市のみの行っていた事業で、旭市のみの予算の場合ですと30万円の予算計上ですが、全域で実施するということで44万円の予算計上とさせていただきました。

続きまして、8番の介護用品給付事業、これは紙おむつの支給です。これも旧1市3町全域で行われた事業ですが、合併調整によりまして、1日1枚だったところが3町でしたので、これも合併後、旭市が2枚支給していたということから、1日2枚を支給する形になりました。これは、実は単純に予算比較できない理由がありまして、といいますのは、今度の介護保険制度の方の改正と若干絡みまして、介護保険制度の方で地域支援事業ということで、介護保険の財源を使って、一部対象者についてはこの事業で実施できるというふうになっています。その一部対象者といいますのは、紙おむつの支給を受けている人たちの中で介護度が4・5の人たち、非課税者、これは利用者の中で57人ほど現在いるんですが、その分については介護保険事業会計の方に振り替えていますので、この一般会計の方の予算計上額である1,211万8,000円と介護の方に計上させていただいた204万6,000円を合わせまして、1,416万4,000円というのが18年度の予算規模になります。旭市のみの実施ということでは、17年度では1,199万5,000円ということで、約200万円ちょっとの増額という形になっています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） よろしいでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ただいまご説明をいただきまして、合併によってサービスが高くなった点、このほかにもたくさんあるかと思います。教育関係であろうとか、あと、敬老の祝い金なども今まではなかった制度で、こういった増えた面はいいんですが、逆に、合併のスローガンといいますか、「サービスは高く、負担は低く」という目標を掲げて、3つ以上の自

治体としては県下で初めてなし遂げたこの合併でございますので、ひとつその合併によってサービスの低下をきたさないようにということを強く要望したいと思います。よくなった面は、皆さん、感謝するんですが、逆に、今度、今まで受けていたサービスが受けられなくなったということがありますと、その方々にとりましては合併しない方がよかったと、こうとられますので、ひとつその点をご配慮いただきたいと要望申し上げまして、終わりにいたします。答弁は結構です。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 105ページの外出支援サービス事業の中で、13番の委託料、外出支援サービス事業委託料、これは、旧1市3町で民間に出しているかどうか、それと、今何人くらいこれを利用してやっているのかどうか、ちょっと教えていただけますか。民間に出している場合は、その民間の業者の何社というあれでいいですから、教えてください。

○委員長（林 一雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） この外出支援サービス事業につきましても、旧旭市が行っていた事業です。参考までに、旧海上地区では社会福祉協議会が単独で行っていました。これを合併後初めて全域で外出支援サービス事業を行っていこうというものでございます。委託先につきましても、ノウハウを持っていますので、旧旭市が社会福祉協議会の方に委託していましたので、同様に社会福祉協議会の方に委託することを考えています。委託料につきましては1回2,600円、その2,170回を見込んで予算計上させていただいています。利用に関しましては、今後全域で実施するというようなことから、利用の人数を、対象者を、今のところ予算上では42名ということで予算計上しています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第2号について、保険年金課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） この議案につきましても、去る2月28日の本会議時におきまして補足説明しました以外には特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑があったらお願いをいたします。
いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第3号について、保険年金課長は説明をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第3号につきましても、本会議時の補足説明以外には特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続きまして、議案第4号について、高齢者福祉課長は説明をしてください。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号につきましては、議案第46号と非常に密接な関係がございますので、一緒に説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（林 一雄） はい、お願いします。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、本日お配りしました資料の中で、旭市高齢者保健福祉計画第3期介護保険事業計画と、1枚ぺらである介護保険料額一覧表、それと介護保険条例の新旧対照表の資料の方をご用意いただきたいと思います。

まず最初に、事業計画書の方ですが、これは3年に1度見直されるものでございます。合併協議に基づきまして、17年度は旧市町の保険料率で行うと、次の第3期介護保険事業計画に基づき、保険料等を統一していくというようなことになっておりました。合併後、この事業計画を作りまして、今回初めて概要版という形で皆様方にお示しするという運びとなりました。

それでは、表紙の方ですが、計画の位置付けということで、この計画は老人保健法、老人

福祉法の規定に基づいて策定する「高齢者保健福祉計画」、それと、介護保険法に基づいて策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものということになっています。計画の期間は3年間ということになります。

1枚めくってください。

2ページでは、基本目標ということで、本市が目指す10年後の高齢社会像を、明るく活力あふれる高齢社会、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会というふうにしています。

将来推計では、平成26年度には高齢者人口が1万7,037人、高齢化率24.2%と予測しています。ちなみに、平成18年3月1日現在の高齢者数ですが1万5,478人で、高齢化率は21.6%ということで、9年間で相当の高齢化が進むというようなことになっております。

また、要介護認定者数も2,517人、大幅に増加していくということが予想されます。

3ページの方ですが、ここからは施策の方についての記述になりまして、基本施策1では、いきいきと健やかに高齢期を過ごすための支援ということで、老人保健事業の推進ということで各種事業が計上されています。

続きまして、2つ目の地域支援事業の推進という欄ですが、これは先ほども紙おむつのところでちょっと触れましたが、18年度から全国一斉に始まる新しい制度になります。今後、この地域支援事業という言葉が多く耳にされると思いますので、若干説明を加えたいと思いますが、この地域支援事業の方では、この箱の中にあります介護予防事業、包括的支援事業、任意事業ということで、大きく分けて3つの事業がございます。

この介護予防事業といいますのは、生活機能の低下が懸念される虚弱高齢者、これを特定高齢者というふうに呼ぶんですが、虚弱高齢者を対象とした介護予防サービス及び一般高齢者や地域活動団体を対象とした介護予防に関する普及・啓発事業を実施します。言い換えれば、介護保険制度を使う人たちというのは、それなりに要支援状態であったり、要介護状態であったり、つまり、何らかの手助けが無ければ日常生活ができないというような方々が介護保険制度の対象者ですが、この地域支援事業といいますのは、その一歩手前で進行しないような形の事業をやっていこうというふうに創設されたのが、この地域支援事業だというふうにご理解いただきたいと思います。この事業につきまして、まるきり元気な方々については、同じ予防でも一般会計で、特定高齢者等にある程度援助が必要になりそうだというような方々には、介護保険事業での財源を使って事業を実施していくといったような、二通りの会計処理になります。

続きまして、2つ目の包括的支援事業ということですが、これは本会議でもご説明しまし

たとおり、旭市では19年4月から包括支援センターを立ち上げて、この事業を開始するというになっておりますので、18年度中についてはありません。

それから、任意事業の方になります。これは、市町村が独自の判断で必要と認められる事業をやっていくということで、具体事業については右側の黒いぼちの中にございます。

関連の予算の関係ですが、予算書の385ページをお開き願います。

385ページの一番下、5番に地域支援事業というふうになっています。この事業で、特定高齢者の事業として、右側の1番で、高齢者筋力向上トレーニング事業から、次のページ、4番までの訪問指導事業が計上されています。2目では、介護予防の一般高齢者施策事業ということで、介護予防普及事業から、2つ目の生活管理指導短期宿泊事業、それと、次の2項包括的支援事業任意事業費の中の1任意事業費では、家族介護用品給付事業、これが先ほど説明いたしました紙おむつの事業です。それと、介護相談員派遣事業というようなことで、会計の体系も新しくこういうふうに創設された事業です。

続きまして、計画書の方に戻っていただきたいと思います。

4ページの方では、基本施策の2ということで、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援、その中では介護保険事業の適正な運営、次の介護保険サービスの充実ということで事業が掲載されてございます。特に新しい形ということで変わってきましたのは、介護保険サービスの充実の中の2つ目の箱の中です。居宅介護予防サービスというふうなメニューがあります。これにつきましては、今までは支援サービスというふうに言われたサービスで、介護制度の中で介護度の前の段階の人、要支援の人たちに行うサービスが支援サービスだったんですが、今度の制度改正によりまして、要支援の区分が一段階だったものが、要支援1と要支援2というふうに2つに分かれました。この人たちを中心に行うサービスがこの居宅介護予防サービスです。基本的には、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といったような3つの種目に力を入れて事業をしていくという形になります。

それと、最後の箱の中、地域密着型サービス、これも18年の4月から制度改正によりましてできた事業になります。基本的には、この地域密着型サービスというのは、対象者は市民のみのサービスになります。つまり、できるだけ住み慣れた地域で生活を継続できるようにするためにということで、市民のみが対象となるサービスを行っていくということになります。これも予算書の方では計上されています。新しい科目です。

次の5ページの方をお願いします。

高齢者福祉サービスの充実ということで、先ほどの一般会計を中心とした事業が載ってい

ます。

次に、認知症高齢者施策の推進。地域全体で支え合う体制づくりということで、これも若干変わったところをお話ししますと、最初の箱が地域包括支援センター、右側に在宅介護支援センターというふうにあります。今までは在宅介護支援センターということで、これも一般会計の予算上は在宅介護支援センターということで計上させていただいてありますが、これは18年度のみで終わる事業です。19年度からは地域包括支援センターというふうに名称が変わり、働き等も変わってきます。中心の事業ということになりますと、総合相談ですとか権利擁護、それからケアマネジメント等を行っていくというふうになるんですが、ケアマネジメントの対象者等については、先ほど申し上げました地域支援事業により行う対象者ですとか、それから、介護予防サービス、先ほどの要支援1・2の方々のケアマネジメントをここでやっていくという形になります。これは、旭市が直営・直轄で19年度からスタートするということで、18年度から準備作業の方に入っていく予定でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

これは、いつまでも充実した人生を送るための支援ということで、比較的元気な方々が進行しないようにということで、地域交流活動の活性化ですとか、生涯学習・生涯スポーツ活動の推進、芸術・文化活動の促進、就労対策等の充実というふうに続いています。

7ページをお願いします。

最後に、安全・快適な環境整備の推進ということで、高齢者にやさしい環境づくり、高齢者の安全の確保といったような施策が記述されています。

一番最後の8ページをお願いします。

これは、3年間の給付費の方の伸び、これを推計しています。18年度、19年度、20年度合計ということで、それぞれ数字が、3年間、今までの実績等を勘案しまして、その伸び等により推計しているものです。一番下の枠に標準給付費見込額ということで、合計で94億7,810万1,790円とあります。地域支援事業費として2億247万275円とあります。この合計額が、ちょっと記述がないんですが、96億8,000万円ほどになるんですが、この96億8,000万円分の第1号被保険者の負担割合が19%になります。ですので、この96億8,000万円の19%分を第1号被保険者で割り返して3年間で幾らになるかということで決めていくのが、この保険料という形になるんですが、下の基準額のところを見ていただきますと、第3期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を下記のとおりとしますということで、これまで積み立てられてきた準備基金のうち1億8,750万円を取り崩すことにより、本来必要とさ

れる介護保険料より月額349円下げて設定しています。年額が3万5,400円、月額2,950円ということになります。

本会議の時でもちょっと説明させていただきましたが、介護保険条例の改正の中で附則がありました。附則の方で激変緩和措置を設定しているんですが、その下の表が、その激変緩和の表になるんですが、細かくてちょっとわかりづらいと思いますので、次の資料の介護保険料額一覧表という表を用意してください。先ほどの3万5,400円というのが保険料率になるといいますのは、この表の中の第4段階のところを見ていただきたいんですが、第4段階のところ、月額2,950円、年額が3万5,400円、割合として1.00とあります。これを3年間適用しますので、19年度、20年度も同じ数字が載っていると思います。

問題は、その下の税制改正に伴う第1段階からの激変緩和措置の対象者ということで、その次は第2段階からの対象者、第3段階からの対象者ということで、枠が3つあると思います。表の見方としましては、例えば2つ目のところの枠を見ていただくと、第2段階からの激変緩和措置の対象者ということで1,947円、年額2万3,364円、0.66倍をしますという意味ですけれども、これは、18年度に税制改正がありまして、若干、今までの非課税者に対して第1段階、第2段階とかというような形で分類していくんですけれども、税制改正のために課税されてしまうというようなケースです。それらを、例えば急に今まで0.5倍の保険料率であった人たちが、その税制改正によりましていきなり1.00になっちゃうわけで、それを、段階的に3年間をかけて保険料率を調整していきましようというのが、この激変緩和の制度です。ですので、先ほど言いました第2段階から第4段階になってしまうというケースですと、初年度は0.66倍、2年目で0.83倍、3年目で本来の保険料率である1.00倍にしていきましようというようなことです。第5段階につきましても、それぞれ同じ見方で、その人たちが、本来税制改正が無かった場合には第何段階になるんだと。税制改正があったために第5段階になってしまうとかいうような人がどこのところに当てはまるかということで、それで計算をして、段階的に3年間かけて引き上げようというような制度でございます。

それから、新旧対照表の方ですが、これは本会議の方でご説明しましたので、参考までに提出させていただきました。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、よく説明してもらいまして、どうもありがとうございます。さっぱり分からないわ。

1つ、384ページの特定入所者介護サービス事業というのはどういう事業か、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（林 一雄） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 表現が非常に難しいふうになっていて、これは去年の10月改正で、施設入所者の方々の食費と居住費を保険から外すという措置がされました。その外したために、低所得者がいきなりその負担をするのが大変だということで、段階別に補足給付を制度でしていこうということで、その費用が計上されています。

○委員（景山岩三郎） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について、担当課長は説明してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第10号でございますけれども、本会議において財政課長より申し上げました補足説明以外特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑があつたらお願いをいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第11号について、保険年金課長は説明してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第11号でございますけれども、本会議において申し上げました補足説明以外特にございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑があつたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑を終わります。

続きまして、議案第26号について、社会福祉課長は説明してください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 本会議で、補足説明で述べたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
ございませんですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。
続きまして、議案第27号について、社会福祉課長は説明してください。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 先ほど申しましたとおり、補足説明で説明したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。
続きまして、議案第40号について、環境課長は説明をしてください。
環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 特に補足説明はありません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。
景山委員。

○委員（景山岩三郎） 少し話と違うんですけども、環境課長に干潟と海上のごみの現状を
ちょっと教えてもらいたいなと思いますけれども。終わってからでいいですから。

（発言する人あり）

○委員（景山岩三郎） 終わってから。じゃ、終わってからひとつお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございましてでしょうか。
（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第40号の質疑を終わります。
続きまして、議案第41号について、社会福祉課長は説明してください。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 議案第41号から44号までは指定管理者制度でございますので、
一括して、特に以下補足説明はございません。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第41号の質疑を終わります。

続きまして、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、続きまして、議案第43号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようです。

続きまして、議案第44号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、終わります。

続きまして、議案第46号に対し、高齢者福祉課長は説明してください。

○高齢者福祉課長(横山秀喜) 先ほど、新旧対照表の方を資料として提示させました。特に補足はございません。

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようですので、議案第46号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(林 一雄) これより討論を省略し、議案の採決を行います。

議案第1号 平成18年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号 平成18年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号 平成17年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

議案第11号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

議案第26号 平成18年度旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案どおり可決いたしました。

議案第27号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第27号は原案どおり可決いたしました。

議案第40号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第40号は原案どおり可決いたしました。

議案第41号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第41号は原案どおり可決いたしました。

議案第42号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第42号は原案どおり可決いたしました。

議案第43号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第43号は原案どおり可決いたしました。

議案第44号 指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第44号は原案どおり可決いたしました。

議案第46号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第46号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(林 一雄) 本所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(神原房雄) それでは、生涯学習課の方から所管の事務報告を2点申し上げます。

1点目は、県立海上キャンプ場の今後の運営管理についてでございます。

県の施設であります海上キャンプ場、現在、県から委託によりまして旭市が管理運営を行っております。今般の自治法の改正によりまして、県の施設の管理につきましては指定管理者制度が導入されております。そういったことで、民間団体についても管理運営ができるようになりました。県では、この海上キャンプ場についても指定管理者制度を導入しまして募集した結果、旭市を含め3件の申請があったわけですが、県審査会におきまして審査した結果、千葉県森林組合連合会と塚原緑地研究グループとの共同経営によりまして民間団体が選定されました。平成18年度より当団体が管理運営を行うこととなります。しかしながら、旭市にその建物があるわけでございますので、当キャンプ場を利用するに当たりましては市民の方々が不利益にならないよう、青少年の健全育成の場としても従来と変わることなく利用できるようお願いしてございます。

もう1点は、東総文化財センターのことですが、東総文化財センターが平成17年度をもって解散することになります。18年3月31日には解散ということになります。その解散の経緯と今後の埋蔵文化財の発掘調査について説明をいたします。

財団法人東総文化財センターにつきましては、光町にございますが、平成3年に海匝地区の銚子市、旭市、八日市場市、光町、野栄町、飯岡町、海上町の3市4町により設立されたものでございます。以来、15年間にわたりまして各支庁、市町と連携をしながら、埋蔵文化財の発掘調査及び文化財の保護意識の啓蒙を目的に活動してきております。しかし、昨今の経

済状況の低迷に伴いまして、開発行為などの発掘調査の件数は急激に減少しております。それによりまして、事業収入も大きく減額しているところでございます。また、そういった状況の中で、財団運営のスリム化も図って運営をしていきたいところでございますが、それも、人数が減ることの中で困難であるというようなことから、平成18年3月31日をもって解散することになります。18年度からは、東総文化財センターで実施してきた埋蔵文化財の発掘調査につきましては、当該各支庁ごとに、合併後につきましては旭市、銚子市、匝瑳市の3市教育委員会独自の事務事業として実施していくことになります。

なお、東総文化財センターが平成17年度末をもって解散することによりまして、基本財産等の財産の処分があります。現在、処分につきましては、設立基金の出資割合に応じて構成市町村が寄附を受けるということになります。

なお、寄附の実行時に、合併に伴う新しい自治体が引き継ぐというふうになっておりますので、新旭市におきましては、旧旭市、飯岡町、海上町を統合した割合で引き継ぐことになります。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございませんでしょうか。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 先ほど、景山委員の方からちょっとお尋ねのありました環境シンフォニックとエコテックの関係についてご説明申し上げます。

初めに、環境シンフォニックの関係でございますけれども、皆様方ご存じのとおり、昨年の1月14日に旧干潟町が一般廃棄物の処理業の許可を出し、さらに昨年の6月29日、許可に瑕疵があったということで旧干潟町が処分業の許可取り消しを行い、翌日、新市旭市に対しまして異議申し立てがなされ、旭市としましては、17年の8月22日、異議申し立てに対する決定書を環境シンフォニックの方に交付いたしました。その後、9月8日になりまして、市の異議申し立てに対する決定書の交付にかかわらず、シンフォニックは溶融炉及びその資材を搬入したと。その後、12月1日になりまして、日本環境保全、炉のメーカーになりますけれども、炉の資材等すべてを施設の建設現場から撤去するという経過でございます。

本年になりまして、2月15日、環境シンフォニック側から代表者ともう1名来庁いたしまして、行政手続法に基づきまして行政訴訟を提起したというお話がありました。ただ、期限が2月21日、異議申し立てに対する決定書の交付をしたのが8月22日ですので、6か月ということになりますと応答日の前日、本年の2月21日が行政訴訟の期限でございましたけれど

も、その前に業者側が来庁したということになります。ただ、現状においては、訴状は市の方には届いておりません。ただし、裁判所が21日までに受理したとしても、一般的にはこの辺の裁判所ですと1か月から1か月半ぐらいたってから訴状が参る場合がありますので、現状においては、本市には来ていないという以外には回答できません。

それと、入り口に関連しますけれども、環境シンフォニックの現場の手前に、産業廃棄物の不法投棄現場がございますけれども、そちらの方につきましては、搬出業者が一部見つかりまして、県と一緒に、現在少しずつ埼玉の川口市の方に廃棄物を搬出させております。ただ、不法投棄した業者ですので信用できないといえますか、というようなことで、県と交代で中間処理施設まで持っていかれてきちっと処理されたかどうか、環境課の方も車で同行しまして、何度も廃棄物の処理の状況を確認している状況です。実際にその搬出業者が持ち込んだ廃棄物だけでも、およそ1年はかかるのではないかと思います。例えば焼却するにしても、炉が小さいと一度には燃やせませんので、たまたまその産業廃棄物については鉛が入っている壁紙ということで、簡単に処理できないということで、相当の期間を要する状況でございます。

続きまして、海上地区の産業廃棄物の最終処分場、エコテックの関係でございますけれども、エコテックにつきましては、皆様方ご存じのとおり、最終的に県が許可を出したわけですが、産業廃棄物の最終処分場の管理方につきましては、本来国が権限を持っているわけですが、それを県に委任して許可ということになるわけでございますけれども、昭和63年4月からこの関係については始まっておりまして、結果として許可がなされておりますので、施設の概要につきまして申し上げますと、処分場の面積が6万2,196平方メートル、それから埋め立て面積が4万7,854平方メートル、それから埋め立て容量が74万2,838立方メートルということになっております。処理する産業廃棄物につきましては、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱滓、瓦れき類、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず、木くず、紙くず、前記廃棄物の処分をするために処理したものと。大ざっぱに言いますと、ほとんど全部埋め立てできるというような最終処分場でございます。

昨年、関連する請願がございましたけれども、その中でちょっと追加事項がありましたので、昨年の10月11日建設差し止め、これは、住民側が出している訴訟でございますけれども、業者側を相手取って出されている訴訟でございますけれども、建設差し止め仮処分命令につきましては最高裁で棄却ということで、現状におきましては、訴訟の方は住民側が全敗しているという状況になっております。そのほかに、県に対して許可取り消しの訴訟とか、それ

に関連したものがもう2件、訴訟が出されております。

もう1点、現在、全く工事の方は行われておりませんが、土砂採取が行われております。これにつきましては、土砂採取の計画書の認可書によれば平成19年2月28日までとなっております。したがって、工事の方につきましては全く行われておりませんが、現在、土砂採取が行われています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに説明はございますでしょうか。報告事項なんですけれども。

ありがとうございました。

所管事項の報告でございましたが、何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 教育委員会の方にちょっと、2点ほど教育長にお聞きします。

去年の12月議会でしたかで、前角崎委員が評議員制度のことも説明になりましたよね。これは、教育長、これからどのように進めていくのかなと思ひまして、お伺いいたします。

もう1つ、いいですか。

今、安全と安心という観点から、小・中学校の通学路、各学校の通学路のマップがあると思いますけれども、これは旭市全学校でできているかどうか、すみません、お願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） では、お答えいたします。

評議員制度ですが、18年度試行としまして、旧旭市、旧海上町、旧飯岡町、旧干潟町それぞれ中学校1校と小学校1校の各地区で2校ずつの8校を予定しております。

それから、通学路マップでございますが、これは全部作っております。

以上です。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 今、文化財のことでちょっと報告と説明があったわけですが、3月いっぱい解散ということになりますと、旭は用途地域を指定してありますから、網をかけてありますから、そうしますと、何かで今度申請する時に扱うのか、その点をちょっとお聞かせ願えればありがたい、こう思います。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） 4月1日から教育委員会独自の事業というふうになりますので、生涯学習課の文化振興班の方で対応いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） それは分かりましたが、やはり、それだけの技術、様式を持っていないと時間がかかりますし、それとまた費用が地権者負担になっていますから、その点は、それだけのスタッフがそろっているのかな、解散しちゃってね。一般市民に、それだけの迷惑をかけないで済むのかなと。この支所の問題、いろいろありますからね。これ、解散しましたといって、どうかなと。迅速に、今までどおりに仕事、作業が運ばれるのかどうか、その点も併せてご答弁願います。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） お答えいたします。

職員につきましては、そういった埋蔵文化財の発掘調査のノウハウを持っている職員が2名おります。今1名、うちの文化振興班の方にいますし、解散しますと、東総文化財センターから1名こちらへ来ますので、その2名で対応できるというふうに考えております。

また、道路整備とかそういう部分の大規模な開発行為につきましては、県とよく協議した中で実施したいというふうに考えています。通常の開発行為であれば、2名の中で対応できるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） あなたね、2名で対応できるとおっしゃいますが、恐らく1万平米くらいのでも、最低1か月以上かかっているわけですよ。だから、私が言うのは、100坪、50坪以下の住宅地が、個人が申請してもなかなか時間がかかっているわけですよ。1万平米のをやるといったら、大変なことになるわけですよ。今まででさえ、最低3か月くらいかかっているわけですよ。長けりゃ6か月かかったですよ。2名くらいで、恐らく海上に1人いましたけれども、そういった対応が迅速にできるのかできないのかということね、問題は。それと、今、家を建てたいなという人がいるのに、60坪のをたまたま網にひっかかった、申請しました、そうしたらその2名で、何軒か出た場合、1軒なら構わないよ、何軒か個人が申請した場合、業者の場合には、これは我慢はある程度やむを得ないなと、こうと思いますが、しかしながら、その個人が数十件出た時に、その対応は十分できるのか、できないのか、その点に関しても答弁願います。

○委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（神原房雄） 今、議員のおっしゃられた部分につきましては、できると考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 自信を持ってあなたは答弁しているわけですから、そういった事態があった時には責任をとっていただきますよ。

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、以上で所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（林 一雄） 次に、陳情5件の審査を行います。

社会福祉課長、保険年金課長、高齢者福祉課長以外は退席をしていただきたいと思います。

ここで、11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月2日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情書について、陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情書について、陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情書について、陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情書について、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情書についての5件であります。

初めに、陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情書についての審査を行います。

社会福祉課長より参考意見がありましたら、お願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） この陳情につきまして、児童扶養手当の減額率の緩和ということで、参考に児童扶養手当を支給している旭市の母子家庭の人数を申し上げますと、現在535名でございます。全部支給というのがございまして、児童手当4万1,880円、これは第1子の場合でございますが315名、一部支給という方が、10円刻みになっておりまして、4万1,870円から9,880円までの方で220名ございます。

この緩和といいますのは、法改正がございまして、15年の4月から母子手当を受給されている方は、5年後の20年4月1日からはほぼ半減されるというような形で、今回の半減率を見てくださいというようなことでの陳情でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。ご意見がありましたならば、お願いいたします。

いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） ちょっともう1回説明をしてもらえないかなと、こうと思いますが、旭市の母子寡婦の福祉会のこれは伊藤美津江さんという、会長になっております。これはじかに議会の方へ持ってきた……。わかりました。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（林 久男） 全部支給、4万1,880円という方が315名です。これ、2市3市になりますと、また加算が付きますけれども、これは1市ということで。一部支給という方が220名、4万1,870円から、収入によりまして9,880円までの段階となっております。

以上でよろしいでしょうか。

（「それを」の声あり）

○社会福祉課長（林 久男） 5年後、20年の4月1日から、まだ減額率が示されておられませんけれども、ほぼ半額に減額されるというようなことでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、よく分かります。分かりますけれども、決して反対じゃないですよ。これ、ちゃんと適正に、正直に皆さん出していますかね。それをちょっと疑問に思っ
て、聞きたいんですけれどもね。意見があったらちょっと言ってください。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 要は、母子家庭がいろいろとあるようなことは聞いておりますけれども、申請時点では厳正な調査をして、きちんと課もやっておりますし、それと、あとは民生委員等をお願いをいたしまして現状の把握はしておりますけれども、中傷というような形で、男が来ているとかそういう話はございます。それはごく一部でございますので、旭市のこの535名というような母子家庭の子どもを育てる方がいますので、よろしくお願
いしたいということでございます。

○委員長（林 一雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございます。また、これは早く言えば貴重な税金を使っているわけですので、だれか1人があったら不服というのは出てくるものですから、ひとつ慎重に調べてやってください。お願いいたします。どうもありがとうございました。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、終わります。

続いて、陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情書について審査を行います。

保険年金課長より参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、陳情第3号について、参考意見ということで申し上げます。

この陳情団体につきましては共産党系の協議会というような形で聞いております。その中で、今回の陳情の内容でございますけれども、高齢化の進展とともに老人医療費が伸びております。その辺の中で、医療制度の制度改革ということで、医療費適正化、これは中期的なあるいは短期的な適正化対策がござい
ますけれども、その中で老人の方にもある程度の負担をしていただくというような考えのものの政策でござい
ます。

その1つでござい
ますけれども、長期入院の食費、ホテルコストの負担増ということでござい
ますけれども、現在、70歳以上につきましては、食費につきましては月2万4,000円、これは食材のみという形でござい
ます。それを、この10月から食材プラス調理コストを含め

まして4万2,000円という形に改正しようとするものであります。

あと、もう1つ、居住費でございますけれども、現在はいわゆる大部屋と申しますか、4人部屋の場合は差額室料がかかっておりません。それにつきまして、この10月からは、光熱水費相当額ということで月1万円というような改正をしようとするものでございます。

あと、定率負担、いわゆる窓口負担でございますけれども、現在、所得が145万円以上の方につきましては、現行が窓口で2割負担、それを10月から3割負担にしようとするものでございます。

あと、もう1つでございますけれども、高額療養費の関係でございますけれども、現在、上位所得者あるいは一般といういろいろないろんランクがございますけれども、例えば70歳以上の場合で一般の方でしたら、今の月4万200円というような限度額がございますけれども、それを4万4,400円、あと、70歳以上で現役並みの所得者の場合でございますけれども、それが7万2,300円プラス1%というのがございますけれども、それを8万100円に増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、終わります。

陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について審査を行います。

保険年金課長より参考意見がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、第4号について参考意見を申し上げます。

この陳情項目、1番から4番までございますけれども、それに沿ってご説明したいと思っております。

まず、陳情項目の第1点目でございますけれども、過去の水準の45%まで国の負担を戻すようにというような陳情でございますけれども、昭和59年の改正で、それまでは医療費ベースで45%であったものが、今度は医療給付費ベース。医療費ベースというのは、お医者さんの方でもらえる、いわゆる100%の医療費でございますけれども、その45%だった。それが、

医療給付費ベース、これはいわゆる市町村の国保保険者が負担する、窓口負担を除いた分、通常ですと70%、それに対する50%。今50%という形になっておりますけれども、実際、ベースが70%でございますので、この50%となりますと、35。実際、全員が3割負担じゃございませんので、平均しますと38.5%ぐらいになろうかと思っておりますけれども、それをもとの水準までに上げろというような陳情でございますけれども、それからいきますと、市町村の国保としましては、その分だけ国保の負担金が増えますので、それはいいことでございます。

2番目でございますけれども、これまでどおり、予算化するよう国にというような形でございますけれども、これは当初、平成17年度まで制度化されておりました、18年度以降については未定であったんですけれども、これも18年度から21年度まで継続されるということで、この通常国会に提案される予定になっております。

続きまして、3番目でございますけれども、資格書の発行を義務付けを撤回というような形でございますけれども、いわゆる税の負担の公平の中で、やはり、ある程度の差は当然付けなければいけないというような形のもとに、現在旭市におきましても、資格証明書あるいは短期証の発行をしている現状でございます。

4番目でございますけれども、県の支出金を補助対策改善を県に要請するというので、これにつきましても、現在、うちの本来補助対象になるものにつきましては、県の方から門前払いなく全員に付いているというように感じておりますので、これについては問題ないかというように考えております。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

続いて、陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について審査を行います。

高齢者福祉課長より参考意見がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 陳情の内容ですが、陳情項目の中にありますように、地域支援事業の国の負担率を上げろというような陳情です。地域支援事業につきましては、先ほども何回かお話ししたとおり、介護保険制度の中で、介護保険制度での財源を使ってこの事業をやるということになるんですけれども、従来、この地域支援事業の前ですが、どういう制

度だったかといいますと、地域支え合い事業ですとかそういったような名目で国の方の行っていた在宅福祉事業の負担率というのは、国の負担率が50%ありました。介護保険制度の財源になりますと、事業によって若干違うんですが、25%のものと40.5%ということで国の負担率が下がるために、今までどおり国の負担率を上げていってほしいというような陳情の内容になります。

それから、2つ目のものは、先ほども申し上げましたとおり、10月の制度改正によりまして施設入居者等の居住費、食費が自己負担になるということで、それに伴う低所得者対策として、先ほど、入所者特定サービス費とは何だというような質問がありましたとおり、低所得者に対しましては補足給付がされています。それをさらに拡充してほしいというような内容になるんですが、旭市の現状ですと、例えば補足給付の場合ですと、施設入所者の実績をちょっと申し上げますと、1月に施設に入所している人が501名ございます。そのうちの低所得者ということで認定され、補足給付を受けている人が299人、率にしますと50%の方が対象で、この補足給付を59%の方が対象で受けているというような現状となっています。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

続いて、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情について審査を行います。

社会福祉課長より、参考意見がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成の意見書の採択に関する陳情書、この内容でございますけれども、旭市の関連するというような形から申しますと、国のその制度によりまして、小児ぜんそくの方が、今度、重度者でないと、この特定疾患の医療費の助成が受けられませんということでございまして、旭市には377名いまして、この制度改正によりまして対象者となるのが2名ということになっております。旭市に関連いたしますと、旭市は独自でといいますか、旭市難病療養者給付金支給要綱というのがございまして、今までは通院につきましては月額2,000円、入院の場合ですと月額1万4,000円を

限度といたしまして自己負担を助成しておりました。ちなみに、これは国から県が受けてやっていたんですけれども、外来で月に5,750円、入院では1万1,500円、これは税額によって負担額が変わりますが、そのような形になっております。旭市の場合ですと、国の基準に沿いまして千葉県もこれらを廃止しておりますので、今回、小児ぜんそくの方に対しては、この支給をしておりません。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、陳情第6号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。

大変にご苦労さまでございました。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時12分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情の採決

○委員長（林 一雄） 討論を省略し、採決を行います。

陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和についての陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

陳情第3号 医療制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決します。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決します。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第4号 国民健康保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第5号 介護保険制度の改善を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

閉会中の継続審査とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は閉会中の継続審査と決しました。

陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費助成についての意見書の採択に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（林 一雄） 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思えます。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（林 一雄） 初めに、陳情第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、陳情第2号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、陳情第2号 児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、陳情第6号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（来栖昭一） それでは、陳情第6号の意見書案について、ご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます小児慢性特定疾患医療費についての意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

（事務局長 来栖昭一、意見書案朗読により説明）

○委員長（林 一雄） ありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) 特にないようでございますので、陳情第6号 小児慢性特定疾患医療費についての意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいまご協議いただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

初めに、発議案の児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

(発言する人あり)

○委員長(林 一雄) それでは、ただいま、提出者は委員長、賛成者は全委員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございます。

そのように準備を進めたいと思います。

続きまして、発議案の小児慢性特定疾患医療費についての意見書案の提出者並びに賛成者について、ご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

柴田委員。

○副委員長(柴田徹也) 先ほどの場合と全く同じでよろしいんじゃないかと思います。よろしくをお願いします。

○委員長(林 一雄) それでは、今、柴田委員から先ほどと同じということで、提出者は委員長ということで、賛成者は全委員ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、そのように準備を進めたいと思

ます。

○委員長（林 一雄） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時26分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄